

第 2 5 回 宮 城 県 障 害 者 技 能 競 技 大 会 開 催 要 領 (愛称：アビリンピックみやぎ大会)

1 目 的

障害者が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的とする。

2 競技種目

	競技種目名	参加定員	備考
1	DTP	5名程度	
2	ワード・プロセッサ1	5名程度	
	ワード・プロセッサ2 (チャレンジコース)	5名程度	全国大会への参加対象外
3	ホームページ	5名程度	
4	ビルクリーニング	10名程度	
5	製品パッキング	5名程度	
6	喫茶サービス	10名程度	
7	オフィスアシスタント	10名程度	
8	パソコンデータ入力	10名程度	知的障害者対象
	計	65名程度	

3 主催者等

(1) 主催

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 宮城支部

(2) 共催

宮城県

(3) 後援 (予定)

宮城労働局、宮城県教育委員会、多賀城市、宮城県障がい者福祉協会

宮城県知的障害者福祉協会、宮城県精神保健福祉協会、宮城県職業能力開発協会

宮城県技能士会連合会、宮城県障害者福祉センター、河北新報社、NHK仙台放送局

tbc 東北放送、仙台放送、ミヤギテレビ、KHB 東日本放送 (順不同)

4 開催日程

令和3年7月10日 (土)

受付 午前8時50分～ 開会式 午前9時30分～

競技 午前10時00分～ (競技ごとに終了時間は異なる)

表彰式 午後2時45分～

5 会 場

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

宮城支部 宮城職業能力開発促進センター（ポリテクセンター宮城）

〒985-8550 多賀城市明月 2-2-1 TEL：022-361-6288

6 参加資格

令和3年4月1日に15歳以上である次の（1）から（3）のいずれかに該当し、（4）に該当する者。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号及び第3号に規定する身体障害者
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する知的障害者
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号に規定する精神障害者
- (4) 原則、宮城県内に居住する方又は宮城県内の事業所に勤務する方

7 競技方法

- (1) 競技は実技のみにより実施する。
- (2) 競技時間、競技中の休憩時間及び競技課題は、それぞれの競技ごとに定める。
なお、競技課題は競技の実施に支障のない範囲で事前に公表する。
- (3) 競技の使用機器等は大会事務局で準備することとし、原則として大会事務局が準備するもの以外の持ち込みは不可とする。
なお、使用機器の仕様等は事前に公表する。
- (4) 競技の使用機器等の改良は行わないものとする。
- (5) 競技成績の評価（審査）に当たり、障害の種類・程度は考慮しないこととする。

8 表彰等

成績優秀者に対して、競技種目ごとに最優秀賞（金賞）、銀賞及び銅賞を授与する。

なお、本大会での最優秀賞（金賞）受賞者（金賞受賞者に準ずる者を含む）は、宮城県知事より第41回全国障害者技能競技大会の参加選手として推薦される。（推薦人数は原則として1競技種目につき1名）

*第41回全国障害者技能競技大会（東京都において令和3年12月17日から20日まで開催）

9 大会参加料等

- (1) 大会参加料は無料とすること。
- (2) 参加選手、介助者及びボランティアに限り、公共交通機関を利用し来場した場合は実費相当額の交通費を支給する。

10 参加申込

- (1) 提出書類 イ 参加申込書 ロ 同意書 ハ 交通費請求書
- (2) 受付期間 令和3年4月1日（木）から令和3年5月21日（金）まで
イ 郵送による申込みとする。（締切日の消印まで有効とする。）
封筒の表には、「大会参加申込書在中」と朱書きさせることとする。
ロ 持参する場合は、上記期間のうち月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時45分から午後5時00分までの受付とする。

(3) 書類の提出先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 宮城支部 高齢・障害者業務課

〒985-8550 多賀城市明月 2-2-1

TEL : 022-361-6288 FAX : 022-361-6291

11 併催イベント

企業や社会一般の人々が、障害者の雇用、能力開発に関する理解と認識を深めることを目的とし、関係機関、支援学校等の協力のもとワークフェア（作品展示、販売、実演、事業主紹介等）を実施する。また、「親子ものづくり体験教室」については、別途可否も含めて検討する。

12 その他

- (1) 宮城県障害者技能競技大会は全国障害者技能競技大会の下部大会ではなく、独自の大会であること。
- (2) 日常動作に必要な補助具等は、各自使用しているものとする。
- (3) 手話通訳者等は、大会事務局で配置する。
- (4) 大会の周知啓発の趣旨から写真等の撮影を行うため、同意書に当該取扱いを表示する。
- (5) 本要領に定めのない事項等については、主催者と共催者が協議の上、取り扱うこととする。